

## 水道・下水道をご利用される皆様へ

白岡市上下水道部経営課

### ◎ 水道・下水道料金の支払方法等について

水道・下水道料金のお支払は、次の3つの方法があります。当市では便利で安全、確実な口座振替によるお支払をお勧めしております。

#### ○ 口座振替

お申込みは、通帳・通帳印・納入通知書・口座振替依頼書をお持ちのうえ、金融機関窓口でお手続きをお願いします。

##### 口座振替取扱金融機関

埼玉りそな銀行 三菱UFJ銀行 みずほ銀行 三井住友銀行  
南彩農業協同組合 足利銀行 武蔵野銀行 りそな銀行  
埼玉縣信用金庫 中央労働金庫 ゆうちょ銀行(郵便局)

#### ○ 納入通知書

上記の口座振替取扱金融機関（三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行を除く。）、東和銀行、コンビニエンスストア、市役所内金融機関派出所又は上下水道部経営課（高岩浄水場内）へ納入通知書をお持ちになり、お支払いしてください。

##### 収納取扱コンビニエンスストア

セブン-イレブン ファミリーマート ローソン ミニストップ デイリーヤマザキ  
ヤマザキデイリーストア ポプラ MMK設置店 セイコーマート スリーエイト  
くらしハウス 生活彩家 タイエー ハセガワストア ヤマザキスペシャルパートナーショップ  
ニューヤマザキデイリーストア ローソンストア100 ハマナスクラブ

#### ○ スマートフォン決済

アプリをダウンロードし、アプリの設定・登録を済ませた後、納付書のバーコードをカメラで読み取り、預金や電子マネーを利用して納付することができます。

##### 利用可能な決済アプリ

PayB PayPay 請求書払い d払い 請求書払い au PAY (請求書支払い)  
楽天ペイ (請求書払い) AEON Pay 請求書払い FamiPay 請求書支払い

\*決済可能金額

30万円以下

### ◎ こんなときはお早めに届出を

- ・水道を使用するとき……使用開始届
- ・水道の使用者が変わるとき……使用者変更届
- ・水道を止めるとき……使用休止届
- ・水道の所有者が変わるとき……所有者変更届

### ◎ 水道メーターの検針にご協力をお願いします

- ・水道メーターボックスの上には物を置かないでください。
- ・水道メーターボックスの中は、きれいにしておいてください。
- ・犬は入り口や水道メーターボックスから離してつないでください。
- ・家を増改築するときは水道メーターボックスが床下や屋内にならないようにしてください。

### ◎ 水道料金について

水道料金は、基本料金及び超過料金の合計額です。基本料金は水道メーターの大きさによって基本料金が異なる口径別の料金です。超過料金は使用水量が多くなるほど1m<sup>3</sup>当たりの料金が段階的に高くなる逓増従量料金体系（消費抑制型）です。

水道料金表（2か月につき）

| メーター<br>口径 | 基本料金                |          | 超過料金（1m <sup>3</sup> につき）                       |      |  |
|------------|---------------------|----------|---|------|--|
|            | 基本水量                | 金額       |   |      |  |
| 13mm       | 16m <sup>3</sup> まで | 2,496円   | 16m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> まで        | 137円 |  |
|            |                     |          | 40m <sup>3</sup> を超え 70m <sup>3</sup> まで        | 160円 |  |
| 20mm       | 16m <sup>3</sup> まで | 4,396円   | 70m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで       | 183円 |  |
|            |                     |          | 100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで      | 195円 |  |
| 25mm       | 16m <sup>3</sup> まで | 5,794円   | 200m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> まで    | 218円 |  |
|            |                     |          | 1,000m <sup>3</sup> を超え 2,000m <sup>3</sup> まで  | 229円 |  |
| 30mm       | 16m <sup>3</sup> まで | 8,816円   | 2,000m <sup>3</sup> を超え 6,000m <sup>3</sup> まで  | 263円 |  |
| 40mm       |                     | 15,962円  | 6,000m <sup>3</sup> を超え 10,000m <sup>3</sup> まで | 309円 |  |
| 50mm       | 16m <sup>3</sup> まで | 28,464円  | 10,000m <sup>3</sup> を超える分                      | 344円 |  |
| 75mm       |                     | 77,632円  |   |      |  |
| 100mm      | 16m <sup>3</sup> まで | 135,224円 |   |      |  |
| 150mm以上    |                     | 市長が別に定める |   |      |  |

\*料金は、基本料金と超過料金の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額となります。

### ◎ 下水道料金について（汚水量の算定方法）

- ・水道水を使用している場合は、水道の使用水量
- ・家庭用の井戸水については、世帯員1人につき2か月10m<sup>3</sup>
- ・併用する場合は、水道使用水量と井戸水の1/2水量
- ・家庭用以外に使用する井戸水については、メーターを設置して計測した水量

下水道料金表（2か月につき）

| 区分       | 基本料金                |        | 超過料金（1m <sup>3</sup> につき）                  |      |
|----------|---------------------|--------|--|------|
|          | 汚水量                 | 金額     | 汚水量  | 金額   |
| 一般<br>汚水 | 20m <sup>3</sup> まで | 2,582円 | 20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> まで   | 126円 |
|          |                     |        | 40m <sup>3</sup> を超え 70m <sup>3</sup> まで   | 142円 |
|          |                     |        | 70m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで  | 159円 |
|          |                     |        | 100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで | 174円 |
|          |                     |        | 200m <sup>3</sup> を超える分                    | 191円 |

\*料金は、基本料金と超過料金の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額となります。